

郡山市水洗便所改造資金融資あっせん要綱

平成29年4月1日制定

平成31年4月25日一部改正

令和3年3月25日一部改正

[上下水道局営業課]

(目的)

第1条 この要綱は、既設の便所を水洗便所（污水管が公共下水道又は農業集落排水施設に連結されたものに限る。以下同じ。）に改造しようとする者に対し、その改造及びそれに伴う排水設備等の工事（以下「改造工事」という。）に要する資金の融資のあっせん及び当該融資に対する利子補給を行うことにより、水洗便所の普及促進及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(融資あっせんの方法)

第2条 融資のあっせんは、郡山市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）の指定する金融機関（以下「融資機関」という。）に行うものとする。

(融資あっせんの対象)

第3条 融資のあっせんの対象は、専ら居住を目的として使用する建築物に係る次の各号のいずれかに該当する改造工事を行おうとする者（法人を除く。）とし、1の改造工事につき1件とする。

(1) くみ取り便所又は浄化槽を廃止して水洗便所にする改造工事

(2) コミュニティプラント（管理者が寄附を受納するもので下水道受益者負担金の賦課を予定しているものに限る。）の汚水処理施設廃止に伴い、管理者が別に定める基準に適合した水洗便所（改造工事の着工前から公共下水道等への接続替えまでの期間においては、第1条に規定する既設の便所とみなす。）にする改造工事

(融資あっせんの額)

第4条 融資のあっせんの額は、改造工事に要した費用の範囲内において1件につき80万円以内とし、当該金額に1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 集合住宅又は共同住宅の排水設備工事（戸別に行うものを除く。）に係る融資のあっせんの額は、当該集合住宅又は共同住宅の構成単位となる戸数に80万円を乗じて得た額以内とする。ただし、1の改造工事につき200万円を限度とする。

3 改造工事により不用となった浄化槽を雨水貯留施設に転用し、郡山市雨水活用補助金交付要綱（平成29年4月1日制定）及び郡山市浄化槽雨水貯留施設転用補助金交付要綱（平成29年4月1日制定）に基づき雨水貯留施設転用に係る補助の決定があった場合には、当該雨水貯留施設転用に係る工事に要する費用から当該補助の交付決定額を差し引いて得た額を、第1項又は前項の限度額に加算することができる。ただし、加算する額に1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとし、第1項に該当する工事については1件につき20万円を、前項に該当する工事については1件につき50万円を、それぞれ限度とする。

(融資あっせんの申請)

第5条 融資のあっせんを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、郡山市下水道条例（昭和45年郡山市条例第34号）第6条又は郡山市農業集落排水施設条例（平成4年郡山市条例

第23号) 第8条に規定する排水設備の計画の確認の際に、水洗便所改造資金融資あっせん申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて管理者に申請しなければならない。

- (1) 申請者及び連帯保証人となる予定の者(郡山市に住民登録している者に限る。)の住民票を閲覧すること並びに市県民税、固定資産税、都市計画税、国民健康保険税及び軽自動車税の納付状況を確認することについての同意書(以下「同意書」という。)(第2号様式)
- (2) 連帯保証人となる予定の者(前号に掲げる者を除く。)の住民票抄本並びに市町村民税及び道府県民税、固定資産税、都市計画税、国民健康保険税並びに軽自動車税の納税証明書
- (3) 排水設備工事調書
- (4) その他管理者が必要と認めて指示する書類
(融資あっせんの決定)

第6条 管理者は、申請者が次の各号のいずれにも該当しているときは、融資のあっせんを決定し、郡山市排水設備工事検査済確認書(第3号様式)を申請者に交付する。

- (1) 申請を行った日現在において郡山市に住所を有していること。
- (2) 処理区域内又はコミュニティプラント内の建築物の所有者又は占有者(改造工事について建築物の所有者の同意を得た場合に限る。)であること。
- (3) 市県民税、固定資産税、都市計画税、国民健康保険税及び軽自動車税を滞納していないこと。
- (4) 下水道受益者負担金及び下水道受益者分担金を滞納していないこと。
- (5) 連帯保証人となる予定の者が1名いること。
(連帯保証人の資格)

第7条 前条第5号の連帯保証人となる予定の者は、次に掲げる要件を備えている者でなければならない。

- (1) 市町村民税及び道府県民税が課税され、かつ、滞納していない者
- (2) 固定資産税、都市計画税、国民健康保険税及び軽自動車税を滞納していない者
- (3) 申請者と同一の会社等に勤務していない者
(融資手続)

第8条 融資あっせんの決定を受けた者は、速やかに第6条に規定する書類を融資機関に提出しなければならない。

2 融資機関は、前項の規定により書類が提出されたときは、速やかに適正な審査を行い資金の貸し付けを行うものとする。

(利子補給)

第9条 管理者は、融資機関が前条第2項の規定により資金の貸し付けを行ったときは、当該貸付金(以下「貸付金」という。)の利子相当額を当該融資機関に補給する。

(融資あっせん資金の用途)

第10条 第8条第2項の規定により融資機関から貸し付けを受けた者(以下「借受人」という。)は、貸付金を目的外に使用してはならない。

2 借受人が前項の規定に違反したときは、管理者は、直ちに利子の補給を停止することができる。
(貸付金の償還等)

第11条 貸付金の償還は、貸し付けを受けた日の属する月の翌月から60月以内において、毎月15日(当該日が、融資機関の休業日である場合には、翌営業日とする。)に元金均等償還とす

る。ただし、借受人は、最終償還日前において、償還残金を一括して償還することができる。

(融資あっせんの決定の取り消し)

第12条 管理者は、第6条に規定する決定を受けた者が管理者が指定した日までに第8条に定める手続きを完了しないときは、当該決定を取り消すものとする。

(損失補償)

第13条 管理者は、この要綱に基づき融資機関が行った当該融資により、融資機関に損失が生じた場合は、その損失を補償するものとする。ただし、当該融資について融資機関に善良なる管理者の注意義務違反がある場合を除く。

2 前項に規定する損失補償の限度額は、融資機関が行った貸付金から借受人が償還済みの額及びその他の方法により充当された額を差し引いた残金に利子を加えた額とする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月25日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年3月25日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に旧様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

水洗便所改造資金融資あっせん申請書

年 月 日

郡山市上下水道事業管理者

申請者 住 所
氏 名
電話番号
勤 務 先

郡山市水洗便所改造資金融資あっせん要綱第 5 条の規定に基づき水洗便所改造資金の融資
あっせんを受けたいので申請します。

施 工 場 所		郡 山 市			
戸 数 及 び 工 事 費		戸		千円	
建築物の所有者及び 所有者の同意の有無		所有者 氏 名	同意の 有 無		☐ 有 ☐ 無
連帯保証人となる 予定の者の住所、 氏名及び勤務先	住所				
	氏名			勤務先	
融 資 希 望 金 融 機 関					
施 工 業 者 名					
浄 化 槽 雨 水 貯 留 施 設 転 用 工 事		☐ 有	雨 水 流 出 抑 制 施 設 補 助 申 請		☐ 有 ☐ 無
		☐ 無	浄化槽雨水貯留施設転用補助申請		☐ 有 ☐ 無
排水設備 等 確 認 申 請 書	確 認 番 号	第 一 号			
	確認年月日	年 月 日			
融 資 あ っ せ ん 額		万円			
工 事 完 了 年 月 日		年 月 日			
排 水 設 備 等 工 事		発行年月日	年 月 日		
検 査 済 確 認 書		発 行 番 号	第 号		
添付書類 ☐ 住民票を閲覧すること並びに市県民税、固定資産税、都市計画税、国民健康保険税及び 軽自動車税の納付状況を確認することについての同意書(第 2 号様式) (申請者及び連帯保 証人となる予定の者) ☐ 住民票抄本並びに市町村民税及び道府県民税、固定資産税、都市計画税、国民健康保険 税並びに軽自動車税の納税証明書 (連帯保証人となる予定の者が郡山市外在住の場合) ☐ 排水設備工事調書 ☐ その他 ()					

備考

- 1 太線枠内のみ記入してください。
- 2 「同意の有無」欄は、該当する箇所（□印）にレ印を記入すること。
- 3 添付書類は、発行日から 3 月以内のものを添付すること。

同意書

年 月 日

郡山市上下水道事業管理者

申請者住所 _____

生年月日 _____

(フリガナ)

氏 名 _____

電話番号 _____

私は、郡山市水洗便所改造資金融資あっせんの申請に伴い、当該申請に係る審査の担当課が住民票を閲覧すること及び郡山市の次の税目について、納付状況（税目・税額・申告の有無等）の確認のため、税務担当課に照会することに同意します。

【確認税目】

個人市民税及び県民税（普通徴収）、固定資産税、都市計画税、国民健康保険税、 軽自動車税
--

同意書

年 月 日

郡山市上下水道事業管理者

連帯保証人と 住 所 _____

なる予定の者 生年月日 _____

(フリガナ)

氏 名 _____

電話番号 _____

私は、郡山市水洗便所改造資金融資あっせん申請者_____の連帯保証人となる予定の者として、当該申請に係る審査の担当課が住民票を閲覧すること及び郡山市の次の税目について、納付状況(税目・税額・申告の有無等)の確認のため、税務担当課に照会することに同意します。

【確認税目】

個人市民税及び県民税(普通徴収)、固定資産税、都市計画税、国民健康保険税、 軽自動車税
--

郡山市排水設備工事検査済確認書

発行番号
年 月 日

様

郡山市上下水道事業管理者

下記のとおり、排水設備の工事が完了したことを確認します。

記

1 施設の申請者 住所 郡山市

氏名

2 施 行 場 所 郡山市

3 完 了 期 日 年 月 日

4 工 事 費 金 円

5 融 資 限 度 額 金 円

（ただし、1戸分の融資額の範囲内とする。）

6 融資を受ける場合の本証の有効期限 年 月 日

なお、当該期間内に融資手続き（融資機関から申請者の指定口座への入金までの一切の事務を含む。）を完了しない場合は、融資あっせんの決定を取り消すこととなりますので、融資機関への書類等の提出は、遅くとも本証の有効期限の10日前まで行ってください。